白老町議会･通年議会のイメージ図

項　目	1　月	2　月	3　月	4　月	5　月	6　月	7　月	8　月	9　月	10　月	11　月	12　月
条例上の定例会 ○ 回数　１回 ○ 開催月　1月	招集告示（１月招集） ◎開会 →	◎会期の決定　（ 会期：　１２月３０日まで　３５０～３５５日間 ）　→				※ 再開と休会により通年議会が開催されるシステム　→	→	→	→	→	→	→ 閉会
実際上の議会運営	◎ 招集告示 ◎ 開　会 ◎ 会期決定 ◎ 散　会	休　会	◎ 再　開 ◎ 本会議 ◎ 一般質問 ◎ 散　会	休　会	休　会	◎ 再　開 ◎ 本会議 ◎ 一般質問 ◎ 散　会	休　会	休　会	◎ 再　開 ◎ 本会議 ◎ 一般質問 ◎ 散　会	休　会	休　会	◎ 再　開 ◎ 本会議 ◎ 一般質問 ◎ 閉　会
≪　臨時会　≫	※ 必要に応じて議長が開く（ 会議規則第 10 条 議長が特に認めた場合、議員の請求による会議の場合、休会中でも会議を開くことができる。）											
委員会の活動 所管事務調査 委員会付託 合同審査会 等々	① 定例会の会期中であることから、何時でも委員会を開催できる。　② 閉会中でないことから、所管に係わる事務事業は全て活動の対象にできる。 ※ 委員会協議会という従来の非公式な委員会活動は全てなくなる。 ※　全員協議会に関する事項は、所管委員会の調査とし、他の全議員を委員外議員として招集する。（正式な会議となる。） 所管事務調査			所管事務調査			所管事務調査			所管事務調査		

会議規則第 10 条第 2 項
①議事の都合、②その他必要と認める場合は議決により休会とすることができる。

会議規則第７３条
①調査事項、②目的、③方法、④期間を予め議長に通知しなければならない。